

◇新農業者年金制度の

7つのポイント



農業者年金は、平成14年1月から少子・高齢化に対応するため、制度改正が行われ、従来の賦課方式から「積立方式」になりました。

①安心・安全な財政方式に仕組みを変更!

将来の年金受給に必要な原資を、あらかじめ自分で積み立てる「積立方式」を採用しています。

〔※現在受給されている方の年金は、全額国庫負担となっており、加入者の保険料からは拠出されません。〕

②農業に従事する方なら誰でも加入できます!

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。また、脱退も自由です。

〔※ただし、国民年金保険料の免除を受けている方及び国民年金基金（みどり年金）の加入者は加入できません。〕

③保険料の額は自由に選択できます!

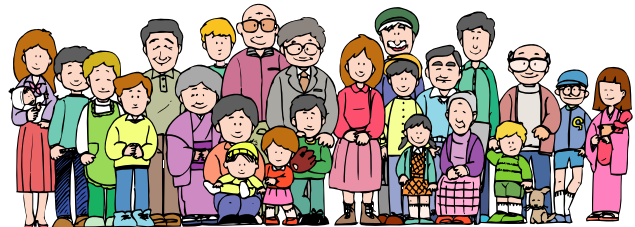
政策支援（保険料の助成）を受けない場合、保険料は加入者が自由に選択できます（月2万円から最高6万7千円まで千円単位）。保険料の増減も自由です。

④税制面でメリット!

保険料はその全額（最高年間80.4万円）が所得税の社会保険料控除の対象になります（個人年金の場合、控除額の上限は5万円）。また、農業者年金の運用益は非課税で、受け取る年金も公的年金等控除の対象になります。

⑤80歳まで保証が付いた終身年金!

年金給付は、加入者自身が納めた保険料を基礎とする農業者老齢年金と保険料の国庫助成金を基礎とする特例付加年金があり、終身受給できますが、農業者老齢年金は80歳までの保証付となっています（80歳前に死亡された場合には、遺族が一括して受け取れます）。



⑥農業者老齢年金の支給要件は年齢要件のみ!

農業者老齢年金は、加入者全員が65歳から無条件に受給できます（繰上受給も可能）。また、特例付加年金の受給要件は、一定の要件に基づいて後継者等に経営継承することですが、経営継承の時期は自由です（年齢制限はありません）。

⑦意欲ある担い手に保険料を助成!

認定農業者で、青色申告者であることなど一定の要件に該当する方には、基本となる保険料（2万円）に対して、国から2～5割の保険料の助成（月額4千円～1万円）があります。なお、同一経営内での夫婦や親子など複数の方も同時に受けられます。